

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年第1回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和3年1月25日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時35分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：11人)			
		2	小川 利雄	19	齋藤 千松
		5	萩原 勝		
		6	池上 茂		
		7	川鍋 浩之		
		11	上原 美子		
		12	水口 健二		
		13	山崎 勇喜		
		14	大塚 房男		
		15	飯島 優子		
	16	高橋 公彦			
	事務局	(出席人数：4人)			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ	
市長部局	(出席人数：1人)				
	建設部公園緑地課課長 山野辺 恵				

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>日程1 農地法第3条(委員会)：公開 日程2 農地法第5条(知事)：公開 日程3 生産緑地の取得斡旋について：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、総会資料</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録</p>								
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録</p>								
	<p><input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 954 624 1021">議席番号</th> <th data-bbox="624 954 1442 1021">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1021 624 1099">7</td> <td data-bbox="624 1021 1442 1099">川鍋 浩之</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1099 624 1178">1 1</td> <td data-bbox="624 1099 1442 1178">上原 美子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1178 624 1245">1 2</td> <td data-bbox="624 1178 1442 1245">水口 健二</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	7	川鍋 浩之	1 1	上原 美子	1 2	水口 健二
	議席番号	委員氏名							
	7	川鍋 浩之							
	1 1	上原 美子							
1 2	水口 健二								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第1回総会を開会いたします。本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告願います。</p>
運営委員長	<p>1月12日の運営委員会で</p> <p>(1)生産緑地の斡旋について</p> <p>(2)議決と許可の不一致について</p> <p>(3)作付計画書について</p> <p>本日、総会前の運営委員会で</p> <p>(1)春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について（依頼）</p> <p>(2)「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について（依頼）</p> <p>(3)農地法第5条の現地確認について ほか</p> <p>について協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案8件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案7件</p> <p>日程3 議案第3号「生産緑地の取得斡旋について」1議案1件となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号7番川鍋浩之委員、11番上原美子委員、12番水口健二委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。</p> <p>日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。</p> <p>申請番号48番、54番、1番から6番について、事務局より説明を求めます。</p>

事務局

議案第1号「農地法第3条（委員会）について」許可申請が8件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。

申請番号48番について、詳細は議案書のとおり。令和2年第11回総会からの継続審議案件です。申請人の世帯構成員に、農地法第3条の許可を取得せずに耕作している農地が有ることから継続審査とし、聞き取り調査後、再審議することとしました。11月30日に世帯構成員本人から聞き取り調査を実施したところ、別紙書類が提出されましたので、その内容が事実相当であるかを調査するため、再度の継続審査としたものです。また別途、1月15日に、当該農地の貸借人から当該農地が農地以外で利用されていることに対する苦情がありました。

申請番号54番について、詳細は議案書のとおり。令和2年第13回総会からの継続審議案件です。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。所有地に長年にわたる不耕作地があることから、申請人から聞き取りを行うため継続審査としたものです。

申請番号1番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号2番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。保有農地について、転用許可を得ずに農地以外に利用しているため、農地法第3条第2項第1号に該当します。

申請番号3番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号4番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号5番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。

書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。なお、担当地区外の申請人保有農地について担当地区推進委員より、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。また杉戸町農業委員会から申請人保有農地について農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号6番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。なお、担当地区外の申請人保有農地については担当地区推進委員より、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

異議なしと認め、申請番号48番、54番、1番から6番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員及び農業委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。なお、申請番号48番、54番につきましては、継続審査となっているため、農業委員からの報告です。

申請番号48番について、本件は令和2年11月からの継続審査案件となります。横井農業委員より、令和2年11月30日に当該農地についての聞き取りを実施したところ、申請地以外の問題となっている芦橋の耕地についての状況を説明する文書が提出されました。1月12日に、上原推進委員、古谷推進委員、田口推進委員、伊藤農業委員、岡本農業委員、福山農業委員と同行して現地調査を実施したところ、近隣住民からはその問題となっている耕地の一部を当該人が利用しているとの発言がありました。また、11月30日に提出された文書では、当該農地をその日をもって耕作しないとありましたが、その後においても当該人の物と思われるコンバインがあり、これが12月末に撤去されたとのことを確認しました。このように説明の文書とは多々異なる状況があるため、引き続きの調査が必要と考えます。

申請番号54番について報告します。市川農業委員より、所有地に長年不

耕作地があるため、継続審査となっている案件となります。1月8日に申請代理人から聞き取りを実施し、作付け計画及び不耕作の理由について提出を求めたところ、1月15日に別紙書面により書類が提出されました。その内容を確認することや現地調査を行うなどを行う必要があると考え、審査を継続する必要があると考えます。

申請番号1番について、石井推進委員より、岡田推進委員、中田推進委員、萩原農業委員、水口農業委員、栗原農業委員、池上農業委員と同行して1月8日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号2番について、田口推進委員より、新井農業委員と同行して1月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部について、宅地と一体に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上の事から申請人保有農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されることが先決であり、問題ありとして意見を述べ報告とします。

申請番号3番について、田口推進委員より、野村進委員、大塚農業委員と同行して1月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号4番について、田口推進委員より、新井農業委員と同行して1月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号5番について、上原推進委員より、古谷推進委員、田口推進委員、横井農業委員、伊藤農業委員、岡本農業委員、福山農業委員と同行して1月12日に、現地調査を実施したところ、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号6番について、田口推進委員より、野村進委員、大塚農業委員と同行して1月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番萩原勝委員より申請

番号48番、54番、1番から3番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号48番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。当該申請は第11回総会からの継続案件であり、担当農業委員に意見を求めたところ、令和2年11月30日に当該農地についての聞き取りを実施したところ、申請地以外の問題となっている芦橋の耕地についての状況を説明する文書が提出されました。次に、担当農業委員・推進委員で現地調査を実施した際に、近隣住民から問題となっている耕地の一部を当該人が利用していると発言がありました。次に、11月30日に提出された文書では、当該農地をその日をもって耕作しないとありましたが、その後においても当該人の物と思われるコンバインがあり、それが12月末に撤去されたことを確認しました。このように提出された文書の内容と多々異なる状況があるため、引き続きの調査が必要と考えるとの報告がありました。こうしたことから、事前審査委員5人の合議により継続審議とし、再度、聞き取りを行うことと決しました。

次に、申請番号54番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当農業委員に意見を求めたところ、所有地に長年、不耕作地があるため、継続審査となっております。1月8日に代理人から聞き取りを実施し、作付け計画及び不耕作の理由について提出を求めたところ、1月15日に別紙書面により書類が提出され、その内容の確認や現地調査の実施のため、審査を継続する必要があるとの報告がありました。こうしたことから、事前審査委員5人の合議により継続審議とし、再度、聞き取りを行うことと決しました。

次に、申請番号1番、3番から6番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

次に、申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し、担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地の一部について、宅地と一体に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。そのため、現地調査を実施し、申請人から話を聞きましたが、内容についての確認が必要なため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により継続審議とし、聞き取りを行うことと決しました。

議長

次に、議席番号6番池上茂委員より申請番号4番から6番の事前審査の報告を求めます。

委員	申請番号4番から6番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号2番小川です。農地法第3条の譲受人の保有農地に貸付地がある場合、許可の対象になるのですか。
事務局	農業経営基盤強化促進法等により他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合は、貸付地が適正に耕作されていれば、許可の対象となります。
議長	ほかにありますか。
委員	議席番号12番水口です。申請番号54番について、質問します。申請者の不耕作地は、複数の地区に分布していますが、農地パトロールは、これまでどおり担当地域ごとに行うのですか。
事務局	これまでどおり担当地域ごとに農地パトロールを行い、再度聞き取りを行う予定です。
議長	ほかにありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号48番、54番、2番について、事前審査委員より、継続審議と報告がありました。よって、申請番号48番、54番、2番と、1番、3番から6番を別に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号48番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号48番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。次に、申請番号54番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

議長 (全員起立)
起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号54番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。申請番号2番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

議長 (全員起立)
起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号2番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。次に、申請番号1番、3番から6番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

議長 (全員起立)
起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号1番、3番から6番を許可と決しました。

次に日程2議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。まず、申請番号80番については、令和2年第13回総会において、農地法第5条の許可後の計画変更と同時に申請されましたが、「計画変更申請が承認されていないことから、その決定後に審査すべきもの」として継続審議となりました。そのため、まずは計画変更申請について「やむを得ない」と意見を付して県知事に送付することとし、あわせて、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めることとしたものです。その後の状況を報告しますと、農業会議と埼玉県の協議により、計画変更申請については「農地法第4条第4項は準用しない」、すなわち「農地転用許可後の事業計画変更に関しては、農業委員会の意見を述べるときに、あらかじめ農業委員会ネットワーク機構から意見を聴くことは必須ではない」と確認されました。そのため、計画変更申請について「やむを得ない」という意見を付して県知事あて送付するのみとしました。それでは、申請番号80番、1番から6番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が7件あったので、審議を求める。議案書の4頁をご覧ください。

申請番号80番について、詳細は議案書のとおり。令和2年12月からの継続案件です。当該申請は以前に農地法第5条の許可になった計画を変更し、さらに面積を拡大して、農地法第5条の申請をするものです。以前の計画変更が未承認だったため継続審査となりました。なお、先ほど会長から説明があったとおり、令和2年12月の計画変更申請について、農業会議の意見を付さない状態で県知事あてに進達をし、1月15日付で計画変更が承認されたため、今回審議するものです。申請法人は、自動車製造販売業を営んでいます。転用計画は、車両整備の増加による敷地拡大のため、自動車整備

工場の移設です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

申請番号1番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、販売業を営んでいます。転用計画は、作業効率をあげるため、営業所の近くの資材置場の設置です。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号2番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、不動産業を営んでいます。申請理由は、物流倉庫を建築し、賃貸倉庫として貸し出しをするためです。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてフェンスを設置します。雨水は貯留層で一時処理後、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金については自己資金として残高証明書及び融資資金として融資表明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

申請番号3番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、江戸川河川改修事業に伴う自己用住宅の移転です。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、

証明書が添付されています。令和2年8月5日農家用住宅・農業用倉庫で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック擁壁及びコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は排水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、収用物件の売却費を充当する物件移転に関する契約書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

申請番号4番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、中古車販売業を営んでいます。転用計画は、展示中古車の荷下ろし場中継所及び車両置き場の増設です。案内図25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号5番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図27頁、詳細図28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号6番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、分家住宅を建築するためです。案内図29頁、詳細図30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年8月5日農家分家住宅で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置

	<p>します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、側溝に排水する計画です。資金計画については、自己資金として残高証明書及び融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号6番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号6番について、石井推進委員より、岡田推進委員、中田推進委員、萩原農業委員、水口農業委員、栗原農業委員、池上農業委員と同行して1月8日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号6番池上茂委員より申請番号80番、1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号80番、1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上の事から当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。</p>
議長	<p>次に議席番号7番川鍋浩之委員より申請番号2番から6番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号2番から5番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上の事から当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。</p> <p>申請番号6番について、日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと</p>

報告がありました。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上の事から当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。
申請番号80番、1番から6番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)について」申請番号80番、1番から6番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号80番、2番については、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。

次に日程3議案第3号「生産緑地の取得斡旋について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号「生産緑地の取得斡旋について」議案書9頁をご覧ください。市長より別紙のとおり依頼がありましたので、斡旋についてお願いしたところですが、斡旋はありませんでした。また、ホームページに公開しましたが、問い合わせはありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号「生産緑地の取得斡旋について」申請番号1番を原案のとおり決定しました。

次に、日程4 報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」

日程5報告第2号「農地法第4条(届出)」

日程6報告第3号「農地法第5条(届出)」

日程7報告第4号「農地法第18条(通知)」

日程8報告第5号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の36頁から48頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資

料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第1回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時35分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番